



年頭所感

理事長 梶浦 一郎



皆さん、明けましておめでとう
 ございます。平成十一年の年頭に
 あたりましてご挨拶を申し上げます。
 毎年のことながら同じような、
 お話しになるとありますが、昨年の
 事を思い出し、また反省し、今年
 は西暦二千年まで、一年後に迫っ
 たこの大きな節目の年を控え、ま
 た創立三十周年を迎えるに当たりど
 うあつて欲しいかという願望を込
 めてお話しをしたいと思います。
 昨年の園での主な出来事を振り
 返ってみますと、本園に於きまし
 ては、常勤の小児科の先生が長く

新年明けましておめでと
 うございます。皆様におか
 れましては、輝かしい新年
 をお迎えの事と、心からお
 慶び申し上げます。
 本年1月4日午前9時よ
 り大訓練室に職員一同を集
 め、理事長より新年にあつ
 たる訓話が行われた。
 (要旨は次の通り)

欠員になっていましたが、昨年の
 一月より高井一美先生が常勤とし
 て入職して頂き、本心に強い限
 りでした。四月からは溝口幸枝看
 護部長が就任され、看護体制に新
 しい風を吹き込んで頂いています。
 長い間のマンネリ化した状態を、
 徐々に世間一般的な体制に近づけ
 ば有難いと思っております。この
 ように、大下園長はじめ職員の皆
 様の御努力により、よりよい療育
 体制を整えながら、一昨年よりわ
 ずかですが、現段階では上回る実
 績を上げることが出来ました。
 平成十年度もあと三ヶ月残って

第14号
 発行
 社会福祉法人
愛徳福祉会
 大阪市東住吉区山坂5丁目
 11番21号
 TEL06-6699-8731
 FAX06-6699-8134

皆様の投稿を
 お待ちしております。

おりますので、よりよい実績を上
 げるよう、よろしくお願い致しま
 す。

一方分園に於きましては、四月
 から三田欣二先生を園長として、
 お迎えする事が出来ました。皆様
 もご存知のように、先生は難聴児
 教育一筋に歩んで来られ、その界
 での第一人者であります。そのう
 え、長く校長先生を歴任され、管
 理者としても豊富な実績を積んで
 来られました。「ゆうなぎ園」の
 みでなく、「あさしお園」も含め
 た分園の園長として、この上ない
 立派な先生を迎えることが出来ま
 した。「あさしお園」の小児科の
 柏木先生共々、よろしくお願い致
 します。

園も設立して三十年近くになる
 ため、各所で設備の補修等が必要
 です。昨年の平成九年度はエレベ
 ーターを大阪市民生局(大規模施
 設整備事業補助金)の援助により
 新しく取り替えましたが、本年度
 (平成十年度)は手術室の高圧蒸
 気滅菌装置と厨房の食器消毒保管
 機等の取り替え工事を三月末まで
 に中央競馬馬主社会福祉財団助成
 金により実施致します。その他に

も補修、取り替え等が多々あるか
 と思いますが、順次進めて行きま
 すので少々辛抱下さい。
 さて、設立二十九周年にもなりま
 すと、私達がみていた脳性小児麻
 痺の子供が、どんどん成人になっ
 ていきます。昨年の年頭にお話し
 しましたように、この人達に対す
 る対応を迫られています。先ず私
 達の手の届くところからと考えて
 いましたところ、大阪府肢体不
 由者協会から大阪市内の十ヶ所の
 肢体不自由者作業所への医学的協
 力の依頼を受けましたので、大下
 園長、美延先生とも相談し、阪大
 整形外科リハビリグループに呼び
 かけて、十ヶ所総ての定期的検診
 を開始致しました。これを手初め
 に地域リハビリに関する活動に手
 を広げて、社会のニーズに応えて
 行きたいと考えておりますので、
 ご協力の程よろしくお願い致しま
 す。

次に来年の五月で当園も創立三
 十周年を迎えることとなります。
 初めて脳性小児麻痺の早期治療を
 始めただけで多くの子供達を手が
 けた医療機関は、我国はおろか、
 世界でも見当たらないと自負して
 おります。この三十年の実績は極
 めて貴重な歴史であります。
 今年一年かけて、これを何とかま
 とめて貴重な資料として残したい
 と思っておりますので、各部署の
 ご協力をお願い致します。

さて、目を社会に向けてみます
 と、もう今更言うまでもありませ
 んが、サリン事件、〇―157、
 砒素事件等が続き、暗い世の中に
 不況の波が押し寄せている社会情
 勢の中、これからの施設運営も困
 難な時代に入っております。
 医療の世界でも大きなスキャン
 ダルが新聞を賑わせておりますが、
 特に、ある県で身体障害者のリハ
 ビリ施設として有名な県立の大き
 なリハビリセンター中央病院の診
 療報酬増し請求の問題が、大々
 的に報じられました。新聞だけで
 すので真相は確かではありません
 が、今まで一般病院などで問題に
 なっていたのが、しかもそれが日
 本を代表する立派なリハビリセン
 ターであったことが驚きです。勿
 論、不正行為はあってはならない
 事ですが、診療報酬審査も厳しく
 なり「リハビリ」も「療育」も医
 療費抑制の前には聖域ではないこ
 とを示しています。これから増々
 厳しい社会情勢になると思います
 が、今後共、障害児(者)のため
 に職員全員が一致団結して、より
 一層頑張るべき、療育内容も又、
 園の経営も発展して行きますよう
 心からお願ひして、新年の挨拶と
 いたします。

この度、大阪市より民間社会福
 祉施設の大規模施設整備事業補助
 金の交付と社会福祉法人清水基金
 から補助金を受けて、左記事業を
 完了し、現在手術時に又、日常生
 活に於いて非常に有意義に利用さ
 せていただいております。ここに
 ご協力を賜りました、関係各位
 に対し謹んで感謝の意を表します。

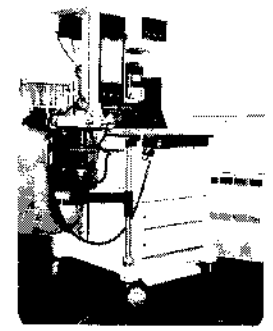
一、事業の内容
 ▼エレベータ取替工事
 ▼園内学級水道配管取替工事
 平成10年1月完了

一、整備機器
 ▼麻酔装置入替
 平成10年3月完了

大規模施設整備



新しくなったエレベータ



麻酔装置



日進交通(天野辰雄社長)より、毎年継続して、多額の御寄附を頂いている。今年度も4名、天野営業課長以下6名来園され、当園の充実の光景の一部を御寄附頂いて、「福祉の日」の充上げの一部を御寄附頂いた。

本園

〈寄附金〉

- ▼東住吉遊技業組合▼東住吉区民生委員児童委員会▼日進交通(株)
- ▼南田辺民生委員会▼南田辺小学校PTA▼田辺中学校PTA
- ▼近江 隆▼林 昌司▼青木久一▼杉山元保▼広江惇朗

〈寄贈品〉

- ▼カルビー(株)▼三共産産(株)▼キリンビール(株)▼掛日本魚肉ソーセージ協会▼ケーアイ会▼大阪府玩具人形問屋共同連合会▼鳥取中央農業協同組合▼(株)サイエントラップ▼ライス▼大阪農業青年クラブ▼川村義肢(株)▼(株)日本出版クラブ▼黒門市場商店街振興組合▼日本出版販売(株)▼南田辺民生委員会▼読売新聞大阪本社▼内野高裕▼各務弘朗▼南光仁子▼古谷義信▼石川静枝▼湯面英昭▼村田修一

園児に寄せられた温かいご支援を心から感謝いたします

平成10年1月、12月(順不同、敬称略)

あさしお園

〈寄附金〉

- ▼港遊技業組合▼港区民生委員児童委員連盟▼港区善意銀行▼あさしお園父母会▼宮次重郎

〈寄贈品〉

- ▼カルビー(株)近畿支店▼愛媛県青果農業協同組合連合会▼キリンビール(株)▼日本魚肉ソーセージ協会▼大阪府玩具人形問屋共同連合会▼鳥取中央農業協同組合▼(株)日本出版クラブ▼大阪農業青年クラブ▼川村義肢(株)▼ウメダ地下街商店街振興組合▼赤尾英子

ゆうなぎ園

〈寄附金〉

- ▼港遊技業組合▼港区善意銀行▼港区民生委員・児童委員連盟

〈寄贈品〉

- ▼カルビー(株)近畿支店▼キリンビール(株)▼日本魚肉ソーセージ協会▼大阪府玩具人形問屋共同連合会▼鳥取中央農業協同組合▼(株)日本出版クラブ▼大阪農業青年クラブ▼ウメダ地下センター商店街▼日本児童図書出版協会▼松岡恵子

消防訓練の実施

平成10年度の自衛消防訓練及び研修会の実施に当り消防署のご協力を得ました事に感謝申し上げます。

★新人職員研修会にて 4月2日 「防火の心得」

講師 東住吉消防署予防課

★園内研修にて 8月8日 「防火について」ビデオ研修会 防火対策委員会

本園

★第一回 4月27日(月) (訓練内容) ☆夜間を想定した二階病棟避難・通報訓練(二階病棟参加職員8名・園児17名)

★第二回 11月30日(月) (訓練内容) ☆北病棟避難誘導訓練(昼間)

★参加職員17名・園児27名

☆事務部、同時に火災発生場所にて初期消火(給食)通報連絡訓練(参加職員14名)

☆防火訓練(看護部、訓練部、通園部、事務部、診療部、他10名) 東住吉消防署の係官立ち合いのもとで訓練し、終了後、適切な助言と指導を受けた。



あさしお園・ゆうなぎ園

★第一回 4月20日午前10時 (訓練内容) ☆通報訓練、避難訓練、消火訓練 避難経路の再確認 (参加人員77名)

★第二回 11月13日午前10時 (訓練内容) ☆通報訓練、避難訓練、消火訓練 消防車の展示と実演 (参加人員65名)

当園への出勤要請に応じて、港消防署より係官とともに到着後訓練を進めた。特に消火器の取り扱いは、親子ともとの参加で楽しい意義ある訓練であった。

今年度、自衛消防組織を再編し各部署で、月一回程度の各係の確認を進めた。



実習生、研修生の受入状況

平成10年1月、12月

本園

〈診療部〉

▼大阪産業大学付属歯科 衛生士学院専門学校 5月11日、5月28日 3名

6月8日、7月1日 3名

8月24日、9月18日 3名

9月21日、10月16日 3名

10月19日、12月11日 2名

11月9日、10日 2名

〈訓練部〉

▼大阪府立盲学校 6月1日、7月22日 1名

行岡リハビリテーション専門学校 6月1日、7月22日 1名

8月31日、10月21日 1名

6月1日、7月18日 1名

6月8日、7月31日 1名

6月8日、8月7日 1名

8月31日、10月21日 2名

8月24日、10月6日 1名

8月31日、10月21日 1名

8月24日、10月6日 1名

8月24日、10月6日 1名

6月29日、8月8日 1名

5月11日、6月20日 1名

〈通園部〉

▼南海福祉専門学校 2月19日、3月2日 2名

▼関西女子短期大学 3月5日、3月18日 2名

▼常盤会短期大学 6月15日、6月27日 2名

▼浪速短期大学 7月16日、7月28日 2名

▼キリスト教福祉専門学校 8月18日、9月2日 2名

▼常盤会短期大学 10月19日、10月31日 2名

▼城南短期大学 11月2日、11月14日 3名

▼大阪医療技術学園専門学校 11月9日、12月5日 1名

あさしお園

▼常盤会短期大学 6月15日、6月27日 2名

10月15日、10月28日 1名

▼教育福祉専門学校 11月2日、11月14日 1名

▼城南女子短期大学 11月24日、12月7日 2名

▼阪奈中央リハビリテーション学院 7月27日、7月31日 2名

▼清恵会第二医療専門学校 8月31日、10月21日 1名

▼大分リハビリテーション専門学校 9月14日、11月7日 1名

▼介護体験 成蹊女子短期大学 8月31日、9月4日 3名

9月28日、10月2日 2名

ゆうなぎ園

▼神戸総合医療介護福祉専門学校 2月16日、2月20日 1名

▼仏教大学 9月7日、9月21日 1名

▼神戸医療福祉専門学校 10月5日、10月23日 1名

▼大阪教育福祉専門学校 11月2日、11月14日 1名

▼城南短期大学 11月16日、11月28日 1名

▼信愛女子短期大学 11月24日、11月28日 1名

ボランティア活動報告

平成10年1月～12月

毎年ながら、本園、あさしお園、ゆうなぎ園で、ボランティアの方々にはいろいろお世話になっております。長年携わって頂いている方、新しい方々に職員一同心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

本園

- ▼鶴ヶ丘駅構内2カ所のバギー置場の整理、整頓、清掃を月1回
- ▼南田辺地区民生、児童委員協議会婦人部のみなさん
- ▼病棟シート交換を毎週火曜日午前中
- ▼(近隣の方々、ボランティアビュロー紹介の方々)
- ▼北病棟運動クラブや子供達との交流を
- 月～水曜日午後6時～7時
- ▼(畑田さん)
- ▼北病棟工作クラブのお手伝いを
- 火曜日午後6時～7時
- ▼(福地さん)
- ▼二階病棟夕方のクラブのお手伝いを
- 毎週金曜日午後6時～7時
- ▼(甲南女子大学の金附さん)
- ▼二階病棟夕方子供達との交流を
- 火曜日午後6時～7時
- ▼(枝光さん)
- ▼ひなまつりコンサート
- (3月3日) (福本淳さん達によるコンサート)
- ▼春休み期間中(3月24日4月2日)
- 児童の勉強、遊び相手として

火曜日の朝

「お願いできますか」「やりましょう」四年前、こんな簡単なやりとりで始まったボランティア。私の場合、一年程休んで、昨年の春より復帰。毎週火曜の朝九時半には「お早ようございます」の声でシート交換が始まります。子育て卒業組、老人介護予備軍、ご近所のよしみ等々、集まる仲間達はいろいろ、世代もいろいろ(さすが20代はいない)。ほとんど療育園の近辺から、なかには電車を乗り継ぎ一時間かけて通って下さる方もいます。シート交換の火曜の朝は、友人との楽しいおしゃべりの時間でもあります(時には度が過ぎてご迷惑をかけることも)。

今問題なのが、このボランティアの輪がなかなかひろがらないこと。皆さん友人に声を掛けていますが、まだまだ足りません。二人一組の仕事は常時十二人いるとスムーズに一時間で終わります。どうしても欠席が重なることもあります。人数が少ないと一人一人の負担が多くなり、皆さん無口になり、楽しくなくなります。休む方も出る方もちょっとしんどいのです。それでも保育室や訓練室の、子供達の笑顔や懸命な様子に励まされ、それにもまして、業務中の看護婦さん、保母さんの「お早ようございます」「ありがとう」の



シート交換風景

声で、皆はりきることでしょう。

今後もうるさいおばさん達をよろしく、そして火曜の朝、お会いしましょう。

赤尾 優子

当園で開催された講習会

平成10年1月～12月

★ボバース講習会

1月12日～3月6日

講師：西脇美佐子、彦田龍兵、茂原直子、辻 薫、原 義晴、板谷昭恵、西野紀子

★脳性麻痺児療育多職種講習会

7月12日・18日・19日・20日・26日

講師：彦田龍兵、板谷昭恵、海瀬一典、西野紀子、茂原直子、辻 薫、原 義晴、松本茂樹、濱田浩子

★日本理学療法士協会長期講習会

「脳性麻痺児の評価と理学療法の実際」

7月20日～25日

講師：大下舜治、西脇美佐子、彦田龍兵、板谷昭恵、西野紀子

- ▼大阪ボランティア協会主催スプリングボランティアより7名
- ▼夏休み期間中(8月3日～28日)学童、中学生OBの勉強、遊び相手として
- ▼大阪ボランティア協会サマーボランティア計画、その他、計15名、延べ73名

▼ 夏祭り「天神祭り囃子」 (山脇賢一さん他6名)



▼ 夏祭り夜店のお手伝い (8月7日) (5名参加)



あさしお園

- ▼もちつき大会 1月17日
- ▼(夕風、田中町会7名)
- ▼保育介助要員として2名
- 7月27日～8月6日
- ▼夏まつり 7月25日
- ▼(常盤会短期大学9名、関西医療学園専門学校6名、関西保育福祉専門学校3名、阪奈中央リハビリテーション学院3名、大阪教育福祉専門学校2名、浪速短期大学1名)
- ▼運動会 10月25日
- ▼(清恵会第二医療専門学校1名、龍谷大学短期大学部1名、常盤会短期大学1名)
- ▼両親教室 (延べ113名)

ゆうなぎ園

- ▼もちつき大会 1月17日
- ▼(夕風、田中町会7名)
- ▼親子の集い 6月7日
- ▼大阪教育福祉専門学校2名、神戸医療福祉専門学校2名
- ▼(合宿 9月12、13日)
- ▼(仏教大学1名、大阪教育大学1名、神戸医療福祉専門学校1名、日本福祉大学1名、神戸総合医療介護福祉専門学校1名)
- ▼クリスマス会 12月11日
- ▼(ベルギーフランクフルト交流センター1名)
- ▼生活発表会 12月23日
- ▼(大阪教育福祉専門学校2名、城南短期大学1名、仏教大学1名)

本園

- ▼エレベータ取替工事
 - ▼園内学級水道配管取替工事
 - ▼外来冷房配管修理
 - ▼麻酔装置入替
 - ▼ボイラー修理
 - ▼冷暖房機修理
 - ▼吸収式冷温水機修理
 - ▼2階食堂壁補修
 - ▼屋外ポンプ取替
 - ▼受水槽補修及び清掃
 - ▼病棟内旧消毒器撤去工事
 - ▼第二OT室クーラー取替工事
 - ▼北病棟雨水トユ配管替工事
 - ▼北病棟旧床置暖房機撤去工事
 - ▼X線室内電源工事
- 平成10年1月から12月までの法人の施設整備は次の通りです。

施設整備状況

学会発表

平成10年1月、12月

本園

〈診療部〉

★平成10年6月5・6日

第36回日本小児歯科学会総会

及び学術大会(岡山市)

モンゴルにおける国際歯科協力

「参加した歯科衛生士の意識調査」

米花佳代子

★平成10年9月6・7日

第65回日本応用心理学会大会

〔障害児の家族の問題
—予備調査の結果から—〕

廣川律子

★平成10年10月25日

第17回日本小児歯科学会

近畿地方大会(大津市)

〔施設内障害児歯科診療の
現状と問題点〕

堀 雅彦

〈看護部〉

★平成10年12月4・5日

第9回日本小児整形外科学会

看護部会(久留米市)

麻痺性疾患の小児の
手術前後の看護

―痙直性脳性麻痺児に対する
手術前後の看護―

釜島美智代・森口恭子

〈訓練部〉

★平成10年4月25日

活動分析研究会

「道具使用に至るまでの過程」

齊藤恭子

★平成10年6月18日

日本作業療法学会

「スプーン操作獲得に向けた

描画活動

黒澤路子・原 義晴

「レッシュナイハン症候群児の
自傷行為に対する
作業療法の経験」

黒澤淳二・彦田龍兵

★平成10年6月21日

日本ボバース研究会

「年少痙直型両麻痺児に
対する理学療法」

柁島昭子

★平成10年7月5日

大阪府理学療法士会

生涯学習シンポジウム

「PTの生涯学習における
諸問題」

桑 玲子

★平成10年9月6日

大阪府作業療法学会

「多動傾向を伴う片麻痺児の遊
びの展開」

沖野優子

〔学術論文〕

★作業療法ジャーナル32巻9号

「発達障害における作業療法の
効果」

茂原直子

〈通園部〉

★平成10年2月7日

第7回近肢連療育研究大会

「機能面と精神的発達への
ギャップのある児への対応」

日野上宏実 他

あさしお園

★平成10年2月7日

第7回近肢連療育研究大会

「食事に対する能動性が低い
通園児への食事援助」

成澤みどり

★ボバースジャーナル

「すべりだいですべりたい」

岸 良至

ゆうなぎ園

平成10年9月4日

平成10年度近畿盲ろうあ難聴
幼児施設協議会「職員研究会」

「ゆうなぎ園の聴覚活用」

大垣奈々恵・藤田昭子・
広瀬宜礼

平成10年9月5日

第27回大阪小児保健研究会

「難聴児の発見から訓練まで
の経過について」

広瀬宜礼

施設見学のみなさん

本園

▼愛知県立第一青い鳥学園 1名

▼河内長野市教育研究会 16名

▼姫路市総合福祉 通園センター 1名

▼大阪市立田辺中学校 5名

▼国立大阪病院附属 看護助産学院 30名

▼大阪市立南田辺小学校 9名

▼大阪市中央児童相談所 17名

▼堺看護専門学校 22名

▼(社福)鳥根整肢学園 1名

▼堺市立三三小学校 29名

▼三重県立城山養護学校 3名

▼泉佐野市学校教育研究会 35名

▼大阪市立保健専門学校 40名

▼大阪千代田短期大学 20名

▼三重県立養護学校 伊賀つばさ学園 1名

▼国立呉病院附属 リハビリテーション学院 1名

▼国際医学技術専門学校 1名

▼東京都立墨東養護学校 1名

▼大分リハビリテーション 4名

▼大阪府作業療法士会 4名

▼名古屋大学医療技術 短期大学部 3名

▼和泉市小学校養護教育部会 40名

▼大阪府教育委員会 南河内教育振興センター 12名

▼伊丹市立伊丹養護学校 1名

▼伊丹市教育委員会 2名

▼大阪教育大学教育学部 2名

▼鳥根県立技術専門学校 1名

▼大阪府立母子保健 総合医療センター 1名

▼南海福祉専門学校 2名

▼岡山大学歯学部 2名

▼宝塚市立養護学校 1名

▼大阪市立鶴町保育所 1名

あさしお園

▼南海福祉専門学校 11名

▼大阪市立豊崎東小学校 1名

▼大阪市立西淀川養護学校 1名

▼大阪市立西淀川養護学校 1名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

▼大阪市立西淀川養護学校 2名

ゆうなぎ園

▼神戸医療福祉専門学校 2名

▼(社)大阪府肢体不自由者協会難聴
児訓練びよんびよん教室 15名

▼神戸医療福祉専門学校 1名

▼大阪府立堺野学校 2名

▼大阪府立堺野学校 2名

▼泉佐野市立中央小学校 1名

▼青森県立弘前養護学校 1名

▼(社)大阪府肢体不自由者協会難聴
児訓練びよんびよん教室 20名

▼幼稚園・保育所交流会・事例連
絡会 38名

▼幼稚園14園・保育所6所 1名

▼築波技術短期大学 1名

▼関西福祉科学大学生 1名

▼岸和田市教育委員会 2名

▼(社)大阪府肢体不自由者協会難聴
児訓練びよんびよん教室 11名

▼豊中市立熊野田小学校 1名

▼枚方市の手話サークル 30名

▼南海福祉専門学校 4名

▼仏教大学 1名

▼松原市の手話サークル 35名

▼大阪市中央児童相談所 1名

大阪三施設親善
バレーボール大会

第22回目のソフトボール大会は
10月17日(土)に予定されていた
が、台風の影響により12月5日
(土)に延期されたものの、朝か
ら雨が降り続きやむなく、大阪府
立堺養護学校体育館を借りてバレー
ボール大会へと変身した。昭和
52年にこの大会が始まって初めて
のことである。

当園にとっては、それが功を奏
したのか、3チームが三つ巴とな
り、規定によるジャンケンゲーム
を制して8年ぶり8回目の優勝と
なり、全員怪我もなく無事に終了
した。参加された職員の方もお
疲れさまでした。次回は当園が当
番施設となります。

《試合結果》

南大阪 2 15 | 15
 15 | 17
 15 | 8
 15 | 13
大阪整 2 15 | 15
 15 | 10
 15 | 12
 15 | 10
大手前 2 15 | 15
 15 | 4
 15 | 8
 15 | 0
 15 | 南大阪

〈ジャンケンゲーム〉

南大阪療育園 21点
大手前整肢学園 19点
大阪整肢学院 14点



優勝カップ

特別講演

子どもの権利条約

—子どもとおとなのパートナーシップ—

講師 井上寿美先生



プロフィール
関西大学大学院文学研究科修士課程終了
(教育学専攻)
現在、
南海保育専門学校 (保育科)
大阪医療技術専門学校
(医療福祉科児童福祉コース)
四条畷学園女子短期大学 (幼児教育学科)
等の講師を務められています。
また、生野保健所などで発達相談員としても活躍されています。

「子ども差別」の現状

わが家には、大きなとさかをつけた1羽の雄鶏が1ちゃんがいま
す。娘が夏祭りの縁日であったと
きには、とてもかわいいうさなひ
よこだったのですが、すくすく成
長して、ある日「コケッコ」
と朝を告げるまでに大きくなった
というわけです。
先日ぴーちゃんの餌を買い物のつ
いでに買ってくるつもりで出掛け
たのですが、うっかり忘れて帰っ
てきてしまいました。夫が「もう
一度行って」とさつそくマー
ケットに引き返してくれたので
すが、小一時間して帰ってきた姿を
見ると、本屋さんの袋しあ持っ
ていない。マーケットに引き返した

いまわしがたくさんみつかりま
した。
さて、このような言いまわしは
言葉だけの問題でしょうか。かつ
て明治の時代に日本に「RIGHTS
(権利)」という言葉が入ってきた
ときに、その言葉にはどのような
訳語があさわしいかと当時の知識
人たちが非常に苦労したという話
が残っています。日本には「権利」
などというものがそもそもなかつ
たので、訳しようがなかったわけ
です。この事実は、言葉というも
のが、ただ言葉だけで存在するも
のではないということ私たちに
語っています。言葉というのは、
思想や文化があつてはじめて使わ
れるものなのです。

これまで、例えば「障害」をも
つ人が「障害」をもつという理由
で不利な取り扱いをうけることが
あれば、それを「障害」者差別と
して、また女性が女性であるとい
う理由で不利な取り扱いをうける
ことがあれば、それを女性差別と
して声をあげてきました。あまり
聞きなれない言葉ですが、他の差
別と同じようにそれを「子ども差
別」と捉え、子どもの人権につい
て考えていくことが今、必要では
ないかと思えます。

子どもの権利条約
って何?

子どもたちを「子ども差別」
から解放していくために、私たち
おとなは「子どもの権利条約」
(以下、「権利条約」と記す)から
多くのことを学ばなければならな
いと思えます。「権利条約」とい
うのは、1989年11月20日に、
第四十四回国際連合総会において
満場一致で採択された子どもの人
権についての国際条約です。ちな
みに日本は、国連で採択されてか
ら四年半後の1994年になって
から百五十八番目に、この条約の
締結国となりました。

原文は英語ですが、それを日本
語に訳すときに政府は「児童の権
利に関する条約」としました。

「権利条約」には、第一条で「子
どもとは、十八歳未満のすべての
者をいう」と定義されていますが、
現行の日本の法制下では「児童」
という用語の年齢の定め方が統一
されていません。又「児童」とい

う表現では、この条約の基本理念
である「権利の主体」としての新
しい子ども観が十分に表現できな
いと考えます。私が「子どもの権
利条約」と呼ぶのは、そのような
思いがあるからです。

ところで、子どもの年齢に関し
て、下限をいくつにするかという
ことでは国によって違っています。
例えばイギリスでは、出生後に対
してのみと規定し、アルゼンチン
やグアテマラは、胎児を含むと宣
言しています。イギリスでは一年
間に出産する妊婦約六十万人のう
ち、三分の二の約四十万人が出生
前診断「母体血清マーカー検査」
を受診し、その結果、ダウン症や
二分脊椎などの「障害」を理由に
した中絶が約二千人に達すると報
告されています。もしイギリスが

アルゼンチンやグアテマラのように
子ども年齢の下限を胎児を含
むと規定していたら、このように
「障害」児を排除する方向には動け
なかつたのではないかと思います。

「これが批准されてもこれまでと
子どもの扱いは変わらない」「子
どもの権利条約は主に第三世界の
子どもたちのために制定されたも
のであって、乳幼児の死亡率の高
さ、識字率の低さ、ストリートチ
ルドレンなどが主な課題である」
などといった、とんでもないキャ
ンペーンをおこなっています。

「子どもの権利条約」
の理念
子どもの人権に関する取り決め
は、「権利条約」が初めてではあ
りません。1924年には、人類

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

「権利条約」は1978年にポー
ランドから提案されました。し
かし、提案された当初は、世界の
反応は非常に冷たかつたそうです。
とりわけ、おとなの市民的自由で
すら十分に認められていない東側
諸国からは、子どもの市民的自由
を認めることへの反応が強くあり
ました。しかし、社会主義体制が
崩壊するとともに沈黙が訪れ、一
方、欧米諸国では「家族の崩壊」
が進みはじめるなかで、子どもを

史上初の国際的な子どもの権利に
関する取り決めとして、国際連盟
で「児童の権利宣言」が制定され
ました。また1959年には、国
際連合で「世界人権宣言(194
8年)」をうけて「子どもの権利
宣言」が制定されています。日本
でも、1951年に「児童憲章」
が制定されています。

ところが、「権利条約」で謳わ
れている子どもの権利は、これま
での取り決めとは大きく違った側
面を持っています。これまでの取
り決めでは、子どもはおとなによ
って守られる権利をもっている
という「保護の権利」、子どもは
おとなによって最善のものを与え
られる権利をもっているという「付
与の権利」という二つの側面から
のみとらえられていました。しか
し「権利条約」では、子どもには
「保護の権利」「付与の権利」と共
に「参加・参画の権利」がある
ということも明らかにしています。

子どもの「参加・参画の権利」
が明らかにされたということは、
子どもはおとなによって保護され
たり付与されたりするだけの存在
だけでなく、おとなと対等で平等
な存在として、おとなと共に社会
を作る権利をもっているというこ
とです。社会といえ、政治や経
済といった大掛かりなものを連想
されるかもしれませんが、小さな
子どもたちにとつての社会とは、
まず家族であり、近所の人であり、
幼稚園や保育園、学校といったと
ころがすべて社会なのです。子ど
もたちはおとなと共に生活を作る
権利をもっているのです。

子どもの「参加・参画の権利」
が明らかにされたことによつて、
おとなが「善かれ」と思つて子ど
もに与える保護や付与に対して、
子ども自身が嫌だと思つたら、
「NO」という気持ちを表示し、そ
れをおとなに受け止めてもらえ
ることが権利として明らかにされま
した。また、おとなから一方的に
守られたり与えられたりするので
はなく、子どもの側から、どんな
ふうにして欲しいか、どんなも
のを与えて欲しいかを要求する権
利も明らかにされたと言えらるで
しょう。

そして「権利条約」は、「条約」
ですから国内の法律よりも上位に
位置し、法的拘束力をもつという
ことです。従来の「宣言」や「憲
章」とはこの点に関しても違つて
います。ただこれについては、国
内での認識が非常に低いのではな
いかと思います。

「権利条約」の第二部は運用規
定について記されています。その
なかに「権利条約」の締約国は条
約発効後の二年以内までに国連子
どもの権利委員会(CRC)に、条
約を実施するために行った措置な
どについての政府報告書を提出し
なければならぬとされています。
日本政府もその規定に従つて報告
書を提出し、今年の五月にスイス
のジュネーブでCRCの審査を受け
ていますが、その際にも、この点
について指摘されました。「国内法
における条約の地位に関して、委
員会は、当該締約国に対し、子ど
もの権利条約および他の人権条約
が国内の裁判所で援用された事例

に関する詳しい情報を、次回の定
期報告会で提出するように」とい
った勧告が、CRCから出されてい
ます。国内の法律よりも上位に位
置するものとして、子どもの人権
を実現していくために、「権利条約」
がもっと積極的に活用されるべき
だと思ひます。

③「子どもの権利条約」 を読むとは?

「権利条約」では、多くの国の
事情や条件を全て盛り込むわけに
いかず、子どもの権利に関して重
要な原則のみが記されています。
でもそれは文部省がキャンペーン
をはつたように第三世界の子ども
たちのために制定されたものでは
ありません。だから、私たちは
はこの条約を読むときに、自分た
ちの生活に結び付けて読むことが
必要です。今の日本の国にいる子
どもたちの現状と照らし合わせて、
条文の背後にある事実を読み取つ
ていかなければならないと思ひま
す。

「子どもの権利」 って何?

実際に私たちの日常の暮らしの
風景から十二の場面を取り上げて
みました。それぞれの場面に登場
する「私」の権利はどうなつてい
るのかを、「権利条約」の視点でみ
なさんと一緒に考えてみたいと思
ひます。

①子どもの意見表明

「両親が引越について話し合

っていた。私は転校のことや、友
達のことを気になったのでその話
に口をはさんだら「子どものくせ
に、ゴチャゴチャ言うんじゃない」
と言われた。このとき私の権利は
……」

おとな同士が真剣な話をしてい
るときに、子どもが口をはさんで
くると、例えそれが子どもにも関
わりのあることだったとしても、
子どもを制してしまうことはない
でしょうか。「権利条約」第十一
条「意見表明権」には、子どもは
自分に関わりのあることに対して
意見を述べ、その意見をおとなに
よつてきちんと受けとめてもらえ
る権利をもっていることと記され
ています。だから自分の思いを聞いて
もらえなかつた「私」の権利は侵
害されているのです。

意見表明権は子どもの「参加・
参画の権利」を具体的に示すもの
として「権利条約」のなかで、非
常に注目されている権利のひとつ
です。ただ、私は「権利条約」ど
おりに意見表明権をとらえたくな
いという思いがあります。という
のも「権利条約」では「自己の見
解をまとめる力のある子どもに対
して」という記述がなされている
からです。0歳の赤ちゃんは自分
の見解をまとめて表明すると考え
られているでしょうか。重度の知
的「障害」の子どもの自分の思い
を自己の見解をまとめて表明する
と考えられているでしょうか。答
えは否です。彼らは「自己の見解
をまとめる能力のある子ども」と
考えられていないのが現実の社会
の有り様です。だから「権利条約」

を「忠実に」受けとめることによ
つて、0歳の赤ちゃんや重度の知
的「障害」の子どもの思いが
受けとめられなくなる危険性があ
ります。

このように考えていたときに、
カナダの子ども家庭サービス法に
ついてのお話をお聞きする機会が
ありました。カナダでは「意見表
明権」を「聞いてもらう権利
(Right to be heard)」として法の
なかに盛り込んでいるというので
す。子どもは誰もが「聞いてもら
う権利」をもっている、このよう
に考えれば0歳の赤ちゃんの思い
も重度の知的「障害」児の思いも
大切にされることが権利として保
障されることとなります。私たち
も「意見表明権」を「聞いてもら
う権利」として日常生活のなか
に生かしていきたいと思ひます。

②単身赴任
「私の父親は、会社の都合で四
月から北海道に単身赴任しなけれ
ばならなくなつた。私は進学のこと
など父親にいろいろと相談した

いと思つていたし、父親もそのつ
もりでいた。ところが私たちは顔
をあわせて話す機会をほとんども
てなくなつてしまつた。このとき
私の権利は……」

労働省の調査によると「単身赴
任」は年々増加傾向にあります。
1990年では約二万三千五百人
だったのが、1995年には約三
万七千人になっています。その内
訳も四、五十代に多いと言われ
ています。「単身赴任」によつて多
くの親子がばらばらに暮らすこと
を余儀なくされています。

「権利条約」第九条では、子ど
もはその意志に反して親から分離
されないと記されています。だか
ら「私」の思いに反して父親が単
身赴任させられるといった状況の
下で、「私」の権利は侵害されて
いるのです。このような状況の改
善に向けて、国は企業への啓発な
ど、あらゆる方策を取らなければ
ならないと思ひます。

③学校の制服

「私が通う公立の中学校では、
男の子は詰め襟、女の子はセーラ
ー服と制服が決められている。で
も私は入学前からすでに決まつて
いた校則で定められた制服を着る
ことに疑問を感じるので両親と相
談した結果、私服で通学している。
このとき私の権利は……」

制服については、二つの側面か
ら考えてみたいと思ひます。今日、
日常生活のなかで女性が必ずスカ
ートをはいている訳ではありません
。私たちの服装は男女の別を越
えてユニセックス化しています。



ところが、制服のデザインというのは実に画一的にできています。男の子はズボン、女の子はスカートというように決められています。まずそのことが、性による差別だといえるでしょう。「権利条約」では、第2条「差別の禁止」で、子どもたちは人種、皮膚の色、性、言語、宗教などによって差別されないことが記されています。

そして、たとえデザインがどのように変わっても、自分自身につけるものを自由に選ぶことができないという点において、制服の強制は人権侵害です。「権利条約」第十四条は、思想・良心・宗教の自由について記されています。子どもたちが自分の考えをもち、それを表現することは、尊重されなければなりません。制服の着用を拒否しても、他者の人権を侵害しているわけがありません。だから私服で通学している「私」は、わがままを言っているのではなく、権利を行使しているのです。

④ 障害児への体罰

「私は「自閉症」ということで就学前の通所施設に通っている。保母さんは、私が言うことを聞いて椅子に座らなかつたので、私の顔を平手でたたいて座るように指導した。このとき私の権利は：？」

これはとても悲しいことですが、神奈川県障害児施設で実際に起こった事件です。後でこの保母さんの体罰が日常化していたことが明らかになり、現在「しろまえ児童学園障害訴訟」として裁判で争

われています。

この保母さんは親の目の前でも「障害児教育はこういふもの。障害児は叩いて指導しなきゃやっつけられない」と体罰を加えていたといえます。しかし保母さんのおつた行動は「権利条約」の第二十三条「障害児の権利」に記された「障害」児が尊厳を確保し、人間に値する生活を享受する権利を有するということから大きく逸脱しています。体罰というのは、人間の尊厳を傷つけるもつとも野蛮な行為だからです。体罰によって精神的にも、身体的にも傷つけられた「私」は、権利を侵害されているのです。

⑤ インフォームド・コンセント

「風邪をひいて病院へ行った。わたしは液体の飲み薬が苦手なので、お父さんと同じ錠剤の咳止め薬がいいと思っていた。ところがお医者さんは私に何の説明もなく子ども用の液体の飲み薬を処方した。このとき私の権利は：？」

この事例は娘と私の体験から作りました。娘は小さい頃から「喉を通るときに苦い味がはっきりわかるから」と言って液体の咳止め薬を嫌っていました。ところが小児科のお医者さんにお世話になり、咳止め薬が処方されると、必ずといっていいほど液体の飲み薬になります。そんなある日、家の近くに新しい小児科病院ができたので行ってみました。するとその先生は、まず診察するにあたり、母親の私に

尋ねるよりも先に、娘にどうしたのかを尋ねられました。そして薬を処方するときには、どういう薬を出すのか、錠剤と粉末のどちらがいいかということや娘に直接聞いて下さったのです。子どもの立場に立った医療だと感激しました。医療現場におけるインフォームド・コンセントに、今ようやく目が向けられ始めています。それはおとなの医療においてもみならず、子どもの医療に対しても全く同じようになされなければならないと思います。

「権利条約」の第二十四条「健康・医療への権利」に情報提供についても記されています。子ども達も自分がうける医療に関して、自分にわかる方法で説明してもらい権利をもっているのです。そのような情報提供を受けられなかった「私」は権利を侵害されているのです。

⑥ 障害児の学校選択

「私は、障害をもっている。就学時に『あなたのためだから』と一方的に自宅から離れたところにある療育の養護学校へ通学するよう言われた。でも私とその両親は保育所の仲間といっしょに地域の小学校に通うことを望んでいた。現在、地域の小学校に通っている。このとき私の権利は：？」

大阪では「障害」をもつ子どもが、地域の仲間と一緒に地域の学校へ通学するということが、当たり前前のごときに行われるようになってきました。ところが、全国

的に見れば、「障害」をもつ子どもが地域の学校へ通うにはまだまだ高い障壁があります。「障害」児がいるから、先生が「障害」児ばかりに手をとられてしまつて、うちの子どもの勉強が遅れてしまつてしまう。「障害」児は養護学校へ行くほうが幸せ」などということがまことしやかにささやかれ、必死の思いで地域の学校への入学を実現させたのに、いたたまれなくなつて養護学校への転校を余儀なくされたというケースもあります。

しかし、「障害」の有無にかかわらず、地域の仲間と共に育つことは子どもの当然の権利です。「権利条約」第二十三条の「障害児の権利」には、「障害」をもつ子どもたちが「地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で」生活する権利が記されています。「障害」児を養護学校へ隔離することは、まさに「障害」児差別です。「権利条約」第二条は、日本国憲法第十四条と非常によく似ていますが、日本国憲法にはない記述があります。「障害」によつても差別されないといふことが明記されているのです。

また大阪の場合は、養護学校へ行くことが親から分離されるといふことにはなりません。例えば、映画『学校2』の舞台になった北海道などの養護学校では、養護学校へ行くというだけで、親から分離されるといふことが生じてきま

す。「権利条約」第九条には、子どもは、その意に反して親から分離されないということが記されているわけですから、そのことから考えても、「障害」児を本人の意志に

反して養護学校へ入学させるといふことは、人権侵害だと言えるでしょう。だから「障害」をもつ「私」が地域の小学校へ仲間と共に通うということは権利を行使していることなのです。

⑦ 性的搾取

「私は、通学の電車のなかで痴漢にあい、とても嫌な思いを味わつた。このときの私の権利は：？」

「権利条約」第三十四条「性的搾取・虐待からの保護」には、子どもたちが性的搾取や虐待から保護されるように国は何らかの手立てをとらなければならないとされています。ところが痴漢行為というのは、なかなかなくならないようです。これは、痴漢行為が、もちろん例外もありますが、圧倒的に男性から女性に行われているといふことを考えると、男女間で大きな意識差がつけられてきているのではないかと思います。実際に多くの女性が深く傷ついています。痴漢行為をされた「私」の人権は侵害されているのです。

⑧ 遊ぶ権利

「両親が勝手に学習塾の入塾手続きをしてきた。しかし私は、塾へ行くよりも放課後は友達と遊びたいので、塾には行かないと両親に告げ、その後塾へは行っていない。このとき私の権利は：？」

東京の方で子どもの人権連が行つた調査によると、中高生たちが「権利条約」のなかで自分にとって大切な権利、使つてみたい権利の

一番目が第三十一条の「休息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への参加」の権利だつたそうです。受験競争、塾通いが過熱化するなかで、子どもたちは今、三つの間一時間・空間・仲間、を失つたと言われています。しかし、子どもたちは遊びのなかで友達への思いやりや自分を信じる気もちなど、多くのことを学びます。子どもたちが放課後に友だちと遊んだり、ゆつくり過ごす機会をもてるような社会に変えていくことが、私たちおとなの課題だと思ひます。

また、この事例では両親が勝手に学習塾の入塾手続きをしてきたといふことになっていたので、子どもに関することを子どもが聞いて聞かずにすすめるというやり方は子どもの「意見表明権」を侵害していることにもなります。だから、親が勝手に手続した塾を拒否している「私」は、権利を行使しているのです。

⑨ プライバシー

「私は親に無断で日記帳を読まれた。このとき私の権利は：？」

「最近の子どもは何を考えているのかわからない」「子どもの姿が見えなくなった」などと言われると、子どもは日記をこっそり読んでみようと思つて親が増えてくるかもしれない。しかし、私たちおとなにも無断で踏み込まれたら嫌な気もちになることがあるように、子どもにとつても同じことです。「権利条約」第十六条「プライバシー・通信・名誉の保護」に

は、子どもはそのプライバシーを

保護される権利があると記されています。無断で日記帳を読まれた「私」はプライバシーの侵害を受けたとことになります。

⑩ アイヌ民族と教育

「私はアイヌ民族である。私の通う小学校にはアイヌ語を話せる人がひとりもないので、アイヌ語のわかる人に来てもらっている。このとき私の権利は……？」

かつて「日本は単一民族国家である」と発言したとんでもない総理大臣がいましたが、日本という国は、決して単一民族からなる国ではありません。北海道では、約三万〜五万人のアイヌ民族が暮らしています。ところが、このアイヌ民族の子どもたちには全くといっていいほど民族の言語や文化を学ぶ機会が保障されていません。

「権利条約」第二十九条「教育への目的」には、子ども自身の文化的アイデンティティや言語が尊重されなければならないと記されています。また第三十条では「少数者・先住民の子どもの権利」について記されています。「私」が、アイヌの言葉など自らの文化的アイデンティティを獲得する機会を学校教育の中で保障していくように要求したことは、権利を行使していることなのです。

⑪ 学校給食と環境ホルモン

「私は小学校の給食の時間に、プラスチック製の器で食事をしてる。このとき私の権利は……？」
文部省の調査によると、給食を実施している公立小中学校の約四割が給食時にPC製の食器を使用

しています。PC製の食器というのは、ビスフェノールAなどの外因性内分泌攪乱物質、つまり環境ホルモンが溶出する危険性があるといわれているのです。

「権利条約」第二十四条「健康・医療への権利」

には、子どもたちが健康を享受できるように環境汚染の危険に考慮しなければならぬと記されています。PC製食器の危険性についての調査では、食品衛生上の基準値を下回っていったというのですが、「私」が環境ホルモンが溶出する危険性の高い食器で食事をせざるを得ない状況にいるということは、やはり、「私」の健康への権利が侵害されていると言えます。

⑫ 親による体罰

「私はマンションのインターホンを片っ端から鳴らしていたずらをした。それを知った母親は「人様に迷惑をかけるような子どもに育てた覚えはない」と言っていて、わたしをひどくぶった。このとき私の権利は……？」

子どもは親の所有物ではありません。だからたとえどんなことがあろうと、それを体罰によって解決しようとするのは大きな間違いです。「権利条約」第十九条「親による虐待・放任・搾取からの保護」には、子どもは親から身体的、精神的な虐待をうけない権利があると記されています。虐待という、まず身体的な虐待(体罰)が連想されますが、その他にも過保護や過干渉によって親子の間に共依存の関係を作り出してしまふことも

虐待のひとつです。このように体罰をうけた「私」は権利を侵害されています。

子どもとおとなの
パートナーシップ
「子育て」

① 子どもの権利を

尊重するということ

子どもの権利を尊重することに対して、「子どもの権利、なんて言っただけで子どもを甘やかしているから子どもが甘やかされてしまふんだ。やはり、子どもにはたいていでも厳しく接していくことが必要なんだ」と言った意見もあります。おそらくこのような意見は、「権利」ということを誤解して発せられているのではないかと、と思います。

確かに「権利」という言葉は、その文字から判断すると、誤解を受けやすい言葉です。「権」という文字は「権力・権限」といったときに使われるし、「利」という文字は「利益・利潤・暴利」といったときに使われるので、権利を尊重するということは、何か特別な力を得て、得をすることであるかのような印象を受けてしまいます。でも「RIGHT」というのは、「正当」なことなのです。権利が尊重されている状態というのは、当然で当たり前な状態にあるということです。物差しで言えば、目盛が0のところにあるということです。

子どもの権利を尊重するということは、子どもを「お子様」として祭り上げてしまい、おとなが子どもの言いなりになることでもなければ、もちろん、おとなが一方的に子どもを支配することでもありません。それは、子どもとおとなが対等で平等な関係をつくっていくということなのです。思いの食い違いがあれば、共に話し合っていくことです。おとなが主体をもって子どもに接していくことなのです。

② 「己育ち」

私たち人間は、どんなときにもから権利を奪うのかということについて考えてみたいと思います。私たちは、自分自身を価値あるものと思えない、「ありのままの自分」を受け入れることができないと、他者から価値を奪ってしまうことがあります。自分を価値あるものとして「ありのままの自分」を受け入れるというのは、自己肯定感をもつということですが、自己肯定感があると「違った」考えをもつた人に出会っても、自分の存在を脅かされるような恐怖心はおこりません。だから「違い」を楽しむことができます。ところが、自己肯定感がなく、自分を信じる気もちをもてないでいると、「違った」考えが怖くなって、相手に対して威圧的な態度に出てしまったり、逆に自分を卑下してしまふことがあります。

だから子どもの人権を尊重するためには、子どもの人権を最も侵害しやすい私たちおとなが「ありのままの自分」と向き合い、「ありのままの自分」を受け入れることが大切なのです。「ありのままの自分」と向き合うことで、「できなさ」や「弱さ」など社会がマイナスとする価値観が自分の中に見えてくるかもしれません。でも、「ありのままの自分」をうけいれるということは、そんな「できなさ」や「弱さ」もすべて自分なのだと思っ

てうけいれることなのです。自己肯定感、自分ひとりで努力して獲得するものではないと思います。それは、周りの人に支えられてある自分に気づくことなのです。人と人が上下関係ではなく、つながり合い、支え合っているという対等な関係は、「あなたはあなたのままでいいよ」というメッセージを送ってくれているのと同じことなのです。対等な関係のなかでは「しんどい」ことを「しんどい」と表現し、伝え合うことができます。このように「しんどい」ことを「しんどい」と表わすことで私たちは癒やされていくのです。自分によさしくなれると人との関係がやわらかくなってきます。そのためにも、わたしたちの「己育ち」が求められているのです。

③ 指導から援助へ

(シエア&サポート)

子どもの権利を尊重しながら、子どもたちに接するということは、具体的には子どもの気持ちに寄り添うことです。先日、始発駅のなかなか発車しない電車の中で、退屈しながら発車を待っていたときに、バギーに乗った子どもと母親が同

じ車輪に乗り込んで来ました。バギーは閉まっているドアの方に向けておかれたので、子どもには全く外の風景が見えませんでした。そういう状況で、子どもが母親にどうして目の前のドアは開かないのか、ということを探りました。母親は、正確な説明を子どもにされたのですが、私には疑問が残りました。その子はそんな正確な説明より、バギーの向きを変えて欲しかったのではないかと、思ったからです。子どもの気持ちに寄り添うということは、子どもの言った言葉をもただ表面的に受け取るのではなく、子どもの本心に言いたいことにまで耳を傾けることです。そして、子どもに自分の思いを伝えるときには、子どもを攻撃したり、子どもを指導するのではなく、子どもを援助する者として、「私メッセージ」で「私は、思うよ」「私は、して欲しい」と、伝えることだと思います。子どももおとなも主体をもって、両者の関係が分かち合いのなかでサポートされることが大切なのだと思います。今日は、どうもありがとうございました。



園内研修会

平成10年度の園内研修会が次のとおり開催されました。

第31回

8月8日(土) (本園・分園合同)

(テーマ)

「防災について」(ビデオ研修)

防火対策委員会

「子どもの権利条約」

子どもとおとなの
パートナーシップ
講師 井上寿美氏

(講演内容は5頁から8頁に掲載しています)

第32回

12月26日(土) (本園・分園合同)

(テーマ)

「各部署の業務紹介」

ビデオにて紹介

(検査室、薬局、X線室、手術室、洗濯物清掃業務、あさしお園運転士等)

「園運等業務紹介」

事務部 原田 正義

「外来業務紹介」

看護部 山本 紀子

「手術業務紹介」

看護部 二井富士子

「医療相談業務紹介」

診療部 茂原俊雄

「薬局業務紹介」

診療部 琴浦 昌代

「検査業務紹介」

診療部 土井智奈美

「放射線業務紹介」

放射線業務 要望と疑問点

「当園の歯科診療について」

診療部 東 義雄

一口の健康から

子どもの健康な生活を

診療部 堀 雅彦

徳山 道枝

「総務課業務紹介」

事務部 谷田 章

今年度冬の研修会は、昨年に続き法人職員一同に会して、療育の質を高めるためには、各部署間の連携は不可欠である。そのためには、お互いの業務を理解しなければなりません。その為に第二回目業務紹介を実施した。発表内容の一部を以下に掲載する。

【園運等業務紹介】

事務部 原田 正義

事務部経理課 園運に所属しています。自己紹介をして聞き直された時には、あまり長い名前なので舌を噛みそうになります。園運は医療関係の勤務で有りながら直接患者さん相手ではなく、設備を相手の仕事が多いので何かが無い限り皆さんに忘れられ勝ちな存在ですので、大いに宣伝も兼ねてお話をしたいと思います。業務内容としては建物設備の維持管理や、日曜大工程度の作業を行っています。細かくは乾電池の保管や、蛍光灯の取替え、不用になったギブスの処分、医療廃棄物の管理などもやっています。今日は業務の中から、光熱費と園芸と塗装の三つを取上げて見ました。ボイラー係と云っても実際にボイラーに携わっているのは、毎朝機械の安全を確認した後、運転開始時と停止時に各々三十分程度ついて

いるだけで、日中は異常が出ない限りボイラーは自動で運転しています。それだけに手術の時など絶対に故障が出ないよう早目の部品交換や、日頃の点検を特に心掛けています。ボイラーを立ち上げた後、電気・ガス・水道のメーターを見て使用量を記録していきます。この記録から地中に埋設されている見えない配管が破れているのを見つけた話をしたと思います。平成四年の事ですが、水道の使用量が普段に比べて少し多い日が続きました。当然日によって、あるいは時期によって過不足が生じますが、最初は分かりませんでした。連続してしかもその量が少しづつ増えていくので水漏れが発生している事が予想されましたが、場所が掴みません。それらしき所を見に行ったり各現場に問合せでも異常は無さそうです。業者にも依頼して捜索を開始しました。小さい水漏れは幾つも発見されましたが、その量に見合う所は見つかりません。どうなったか結論から云いますと誰も水を使用していないのに、ジャー・ジャーと流れている所は無いかと早朝に下水管を見て回って分りました。場所は大浴場に往っているお湯の配管が地中のどこかで破れているようです。急遽工事を依頼すると共に営業中はお湯を止める事が出来ませんので、垂れ流し状態で送って夜はバルブを止める処置をとりました。異常に気付いてから工事完成まで二ヶ月の間で漏れた金額は正確に出ませんが、前年度と比較しておよそ四十万円程になりました。幸い市のほうで救済制度が有り手続きを採って、後から十七万円程返還してもらった事が出来ました。こうした異常を出来るだけ早く発見するのも日頃の記録からだどつくづく思っております。ここで本園が使用

した昨年度の光熱費を参考までに言いますと、ざっと年間二千二百万円と云ったところです。この様な数字を眺めているとボイラーの方でも何か出来ないかと思ひ蒸気を使用している時間帯を調査し、五時まで送っていたのを各現場の協力を頂いて二時半迄としました。それによって月々およそ十数万円程浮いてきています。又、夏の間に浮いてきています。又、夏の間に浮いてくるのはソーラー温度が朝六十六度以上あって天気の良い日は、給湯ボイラーは運転せずに使用状況を見ていく様にしています。ほんのささやかな事でも毎日の積み重ねは、園の経費節約だけでなく省エネが叫ばれている昨今、少しは地球にやさしいかな、なんて考えております。次は園芸についてお話をさせて頂きます。訓練をしたブルに遊戯、時にはパラソルを立てておやつ時間の園の中庭は大忙しです。緑は見た目に人をなごませてくれますが安全の面でも大いに役立っています。この緑を維持していくのに草抜きと水撒きは欠かせません。「根絶やし」と云う言葉が有りませんが草は芽が出たら、すぐに引き抜くのが基本です。見逃すと雑草の繁殖力はとても強く芝生を弱らせるだけでなく、ひどい時には芝生は消えて無くなってしまいます。芝生が枯れますと地肌の硬い赤土が出て穴が空いたようになり大変危険な状態になります。芝生は園芸店で買えますが毎日使用している中庭を芝生が根付く迄の間「立入り禁止」と云う訳にはいきません。そこで中庭の端の方で元気のいい芝生を二十センチメートル位掘って剥けた所に土ごと移植します。これは大変手間なのでこんな事にならないように草が芽を出す四月終わり位から十月の始め位まで出来るだけこまめに草を抜く様にしていま

す。水撒きは梅雨が明けた六月末から九月の半ば頃まで週に二回、三時間程度をかけて撒いています。本来朝か夕方の涼しい時間帯に毎日するのが良いのですが、暑い午後を避けて午前中の利用が多い事や勤務体制の都合などで、どうしても午後からの作業となります。土が焼けているので取りあえず二三分位同じ箇所水をかけて十分に熱を冷ましてから次に移動していきます。一通り終わると今度は本当の水撒きに入ります。少し位の水遣りでは表面しか水が行き渡らず地中深く迄、中々潤いません。水撒きの回数が少ない分、一度にたっぷり遣る様にしています。最初はすぐ土に染み込みますが、段々と吸い込みが弱くなり、やがて水溜りが出来て一面ブルの様になった時作業を終えます。それ程に溜まった水も五分と経たない内に土に染み込んでしまいます。十分に水を含みと緑が生きていくのが分ります。赤とんぼが飛び交う頃になると植木の剪定を始めます。園内には楠の木、貝塚・伊吹・梅檀・香りの良い金木犀・クリスマスでお馴染みのモミの木・マラソンの王冠になる月桂樹など二十本程の植木が有ります。それ以外に椿・青木・豆つげなどの低木類と駐車場の生垣に使われているイヌつげが有ります。剪定は大きさを押さえてたり形が崩れないようにします。小枝の絡み合っている物や、一箇所から密生して出ている枝などは間引き、枯枝も取り除きます。剪定を終えると植木の残骸を処分して今年の園芸はシーズンオフとなります。綺麗な芝生は、よく緑の絨毯に例えられますが、とても美しい眺めです。技術的にも条件的にも難しいとは思いますが、中庭の芝生もゴルフ場のグリーンの様になったら良い

のになあと夢見て毎年作業を行なっています。最後に塗装についてお話をさせて頂きます。鉄というのは一見丈夫そうですが錆び始めると、信じられない程脆くなります。塗装は外観を美しく見せるだけでなく錆や傷みを防止する事も大きな役目です。特に屋外の鉄部で風雨にさらされている部分は、気が付かない内に腐食が進んでいきます。園内を見ても正門など鉄扉が五ヶ所、渡り廊下から食堂の廊下へクランク状に続いているトタン屋根、小学校の横に有る二階からの避難階段、入口の自転車置場、屋上の空調設備廻り、その他外灯、血管の様にはいつている配管類、鶴ヶ丘駅に置かせてもらっているバギー庫等が対象となります。利用度や緊急性を考え年間計画を立てて作業を進めています。が、広い面積となる為急激の処置に迫られているのが現状です。昨年は避難階段をそして今年には自転車置場とボイラー室のドライエリアの配管類を済ませました。塗装の作業中は建物外部が多いので、呼出しが聞こえ難かったり戻るのに時間がかかってしまいます。又ペンキだらけなので着替えたりして呼出しにすぐの対応が出来にくいのでご迷惑をかけると思ひます。が事情を察しの上、ご協力お願い致します。以上業務の一端を説明させて頂きました。色々辛い部分も有りますが、やりがいも有りますので頭の中で整理してこれからもやっていきたいと思います。どうぞ今後とも応援を宜しくお願いして終わらせて頂きます。



【放射線業務紹介】

放射線業務に対する 要望と疑問点

診療部放射線科

(はじめに)

今回は職場の皆さんから、放射線業務に対する色々な要望や疑問点を、園内研修の課題として頂戴いたしましたので、医療業務の一員としての考え方を、簡単にまとめてみました。

そこで、放射線とひとこと言っても幅広く、宇宙に存在するものから身近なものでは電化製品に至るまで、さまざまな波長なり、エネルギーの異なるものまであり、現在では医療用画像診断として、放射線以外に磁気や音波を使った診断法なども進んでいます。その中で百年余りの歴史を持つX線画像診断については、今なお主流を占めておられますが、一般的にはその危険性と安全性について理解する機会が少なく、今回はそういった点も含めて簡単に説明してみたいと思います。

ドクターの要望に 応えられる撮影の心がけ

(1)多くの情報が読影出来る。

画像の提供

この問題は、日常業務の中でエンジニアである我々技師が、常に神経を使い又、一番難しい医療介助業務であると認識しております。その理由については、当然のことながら提供した画像の善し悪しで医師の診断所見に支障をきたすやもしれないからです。

しかも初診の患者さんについては特に、軟部組織から骨組織に至るまで、広範囲な情報を確実な画像として提供する努力が必要であり、そのための工夫なり技術的なことを含めて、常に心がけなければならぬ大切な条件であると考えております。

(2)画像濃度の均一性と改造器具

まず、画像濃度を均一化する。これについては特に、同一部位を再診される患者さんについて必要な条件であり、毎回撮影するX線写

真の画像濃度を均一化することで、医師の診断所見をより確実にする。ことが出来るかと考えております。そのためには出来るだけ動に頼ることなく、前回の撮影条件を参考にし、十分な固定と動きに注意しながら、一瞬のタイミングを大切に業務をこなしているのが現状です。

なお画像ボケ対応に欠くことの出来ない必要条件是固定であり、ことに特殊施設に於ける装置の改造なり、器具等の考案も長年の経験から生まれる発想であり、ちなみに当園についても、旧装置の不完全な部分を参考に、装置更新の改造条件として、より安全度の高い固定器具として実用化しております。

又一部被写体の厚みが異なる部位の撮影については、画像濃度を調整するための器具として、独自に考案したアルミフィルターを、メーカー並びに当園の営繕の方に協力願って製作し、特に足、全脊柱、下肢脚長差(長尺)等の撮影に効果的な器具として使用しております。

この器具は、前職場在職中に業務改善提案として発表し、今から三十二年まえ、大学の厳しい審査を経て認定され、X線吸収差を補正し、被写体に対する被曝線量軽減器具として、現在では広く応用化されております。

以上少し手前みそになりましたが、常にすこしでも被曝線量を軽減し、均一な画像の提供ができればと努力しております。

患者さんとの コミュニケーション

(1)恐怖心を取り除く努力

患者さんが撮影室に入り、まず目にするものは大きな機械であり、特に障害児の場合は健常者と異なり、心身共に不安定な要素が多く、今から何をされるのか、どうなるのか、といった恐怖心から暴れたりの、泣いたりする子供が大半で、そのためには少しでも多くの言葉で語りかける努力が必要だと考え

ております。

ちなみに、今から何をされるのか、特に痛い所はないのか、何回くらい写真を撮るのか、その時痛くないのか、寝て撮るのか立って撮るのか、その他苦め言葉など少しでも安心出来るような気配りと、その子供の知能に合ったブレイクもとても大切であると同時に、その重要性は殊に多くの子供達に教えられた療育医療のモラルと義務でもあると自覚させられ、遅くにして学んだ貴重な人生訓でもあると考えます。

(2)介助する家族の 理解とその配慮

まず、介助して頂く家族の方に對する説明が大切で、今からどの部位を撮影し、どの姿勢でどこをどのように固定するのが正しいか、又その時性腺防護は使用するか、使用出来なければその理由並びに放射線被曝に對する安全性等の説明も同時にする配慮が大切だと考えております。

なお、その他の問題として、一人の撮影に要する時間は健常者の何倍か必要であり、X線スイッチを押す直前に幾度となく体位の矯正をするなど手間取る事も多く、苦勞しているのが現状です。

介助者に対する要望

(1)技師に対する被検者の情報伝達 この問題は、主として看護婦の皆さんと共に考えてみたい医療介助業務の要点でもあり、技師の立場から気付いたままに述べてみたいと思っております。

まず、我々技師が、撮影準備をするまでに一番知りたいことは、その患者さんの状態であり、たとえば、目や耳が不自由、音に敏感、手足が伸びにくい、筋肉の緊張度が強い、骨の発育が悪く骨折しやすいなどの情報が撮影条件の設定になり、固定方法の大切な参考条件になる理由です。

(2)指示内容の確認と 必要な前措置

まず、指示内容の確認について

は、技師は当然のことながら、患者さんを誘導する前にドクターから出された指示内容をよく確認して、撮影部位を理解し、その目的に依じた前措置を施すことが肝要であり、撮影室に誘導する前と部屋に入ってから準備は当然異なる、撮影部位によっては特に画像的阻害原因となる衣類(科学繊維)、金具、ボタン類など、特にオムツの大小便については、外来、病棟を含め撮影室に入るまでに必ず処理して頂き、更に、替えオムツを準備して頂くことが望ましいと考えます。

(3)被検者に対する 状況の見極めと介助

このことは、医療検査業務の一貫として行われる行為であって、終始事故があつてはならないことは言うまでもなく、直接介助について頂く時は勿論のこと、固定介助が必要でない場合は操作室で待機して頂くことも多く、この場合でも被検者に対する監視業務は重要な責務であり、殊に障害児の場合は自己意識以外の動きが多く、常に業務中の事故についてはくれぐれも注意しなければならぬと考えております。

X線の危険性と安全性

以上、医療介助業務に対する要望として平素気のついたままに述べてまいりましたが、今後の医療業務に一層のご協力をお願いしたいと考えております。

(1)放射線の管理と被曝線量

X線の歴史としてはまだ浅く、一八九五年、約一〇三ヶ年前に発見され、以来現在までに放射線医学の発展はめざましく、なお近代医学の応用範囲も益々拡大するなかで、並行して考えられることは有害放射線の管理と被曝線量の問題ではないでしょうか。こうした機器物質に関しては早くから世界的に大変厳しい規制管理がなされ、現在では人体被曝線量の単位は世界的に通用するシーベルト単位が用いられております。

ちなみに有害放射線の人体障害可能被曝量とされている単位は、100ミリシーベルトと言われており、放射線関係従事者については月別、年別の被曝線量測定と血液検査等が義務付けられ、装置、危険区域については年二回の測定等法的な規制管理がなされている。

(2)介助者に対する安全性 この問題については、一般的に危険と言う理解はなんとなく出来ても、安全という認識までは専門家以外知ることすら少なく、そういった意味を含めて被検者や介助者が少しでも安心してX線に對する理解と認識を持って頂けたらと考え、被曝線量の資料を抜粋し、参考例として掲載致しましたのでご覧頂き、今後放射線を理解するための一助になれば幸いです。

(参考)放射線被曝線量参考例

[人体障害的可能な被曝線量] = 1.000mSv

放射線の種類	照射条件	照射部位	照射回数	被曝線量	胎児が受ける被曝線量 (回の検査)
自然放射線 (年間)					
宇宙線	高度12000m	(成人) 胸部	0.1mSv	0.01mSv	
地殻からの放射線	ブラジルのガラバリ地方	腹部	1.5mSv	0.48mSv	
	日本の放射線	頭部	2.0mSv	1.28mSv	
	大地からの放射線	腰 椎	3.0mSv	1.94mSv	
	食物からの放射線	胃透視	15.0mSv	100mSv	胎児被曝線量

人体に多量の放射線を被曝すると、その程度により色々な障害が生じる恐れがありますが、白血病や癌になる可能性がある被曝線量は、1000ミリシーベルト(mSv)を超える線量と言われています。そこで、豆知識として一般に妊娠可能な女性のX線検査は、月経開始後十日以内が良いとされています。その理由としてこの期間は

妊娠していないのが確実なためです。

すなわち、医療的X線検査の被曝線量の数値は、障害的可能な被曝線量と比較してわかるよう介助の時は、必ず防護用プロテクターを着用願っているために、身体に受ける散乱線量としては問題にならない程の量であることがご理解頂けたと思います。つまり有害放射線は、使用方法さえ間違わなければ安全性の高いものであり、被検者に對しては利益の大きいことが認識頂けたと考えております。

(おわりに)

今回は、研修会を通じて発表の機会を得、課題を中心として報告させて頂きましたが、勉強不足でまとまりのない報告に終始致しましたことをお詫言し、最後になりましたが、研修企画委員会の方々には心より感謝とお礼を申し上げ結びとさせていただきます。

永年勤続表彰

平成10年5月1日(創立記念日)付で大下園長より、勤続20年・10年の表彰が行われた。

表彰状と副賞(10万円)を授与された方は次の通りです。おめでとうございませう。

〈受賞者〉

- ◆勤続20年
 - 谷田 章 (事務部)
- ◆勤続10年
 - 茂原 俊雄 (診療部)
 - 杉浦 みき (看護部)
 - 田中 康夫 (事務部)
 - 荒木 四季 (訓練部)
 - 辻井 七重 (通園部)
 - 南堂 照子 (看護部)
 - 原田 正義 (事務部)

新入職員研修会開催

二十二名受講

平成10年度の新入職員研修会は四月一日から三日まで行われ、前年度中途採用者を含め二十二名が受講した。

この研修の成果をそれぞれの部署で発揮されることを願っている。感想文の一部をここに抜粋して紹介する。

▼研修を受講して、自分が組織の一員として責任を持ち、自分に与えられた役割をしっかりと果たさね

ばならないことを、あらためて思い知らされた。

▼今回の新人研修を受けて、学生気分が吹き飛びました。先生方のお話を聞くたびに社会人としてお金をもらって働くということがどれだけの責任を負うことか、改めて認識した。

▼新人職員研修では、南大阪療育園・あさしお園・ゆうなぎ園の沿革や仕組み、組織人としての心構

え等を学んだ。一つ一つの言動が個人の責任でなく、組織全体の責任となること、つまり、組織の一員としての自覚を持って行動しなければならぬことを学んだ。

▼社会人としての心構え、療育園の理念、また、どのような職種、システムから成り立っているか等の話を聞き、やりがいのある仕事だと感じた。

▼いろいろな職種の人とチームワークでの仕事となってくるので、自分の仕事の責任の重さをしっかりと頭におきながら、幅広く目を向け、柔軟な頭を持って仕事に取り組むことが必要だと感じた。

▼人権研修では、自分では差別していないつもりでも、知らず知らずのうちに差別していることがあることを、お話の中で指摘された。

▼私は昨年6月に採用していただき、さまざまな生活指導員ですが、まだ行事の仕事を除けば、病棟の中だけの仕事に従事していることが多く、担当児もまだ持たせていただけていないので、入園児の保護者の方への関わりや他部署との連絡などの機会を持てることが少なく、この研修を受講させていただいて改めて各部署の役割や仕事の内容を再認識できました。今後、研修で教わったことを具体的に仕事に

活かせるように、がんばっていきたいと思います。
また、日々の仕事に追われ、身体不自由児に対する医療・保育・人権や、火災等の事故が起こったときの対応など、勉強することがあまりできていなかったなあと感じました。これからは、自分の中で意識しながら、子どもにとってより良い対応をとれるよう、がんば

ばっていききたいと思っています。
▼「一番印象深かった「障害児と親子関係について」では、保護者の方の思いを理解することができ、これから親子さんと関わっていく上で、言葉や態度を一つ一つ、とつても配慮しなければいけないと思いました。期待にそえるよう、一生懸命がんばりたいと思います。

平成10年度は、本園・分園合同で大阪港ナイトクルーズと大阪城を眺めながらの食事会の2班に分かれて実施した。

職員慰安会

◆ 食事会 ◆

11月14日(土)午後2時から、KKR HOTEL OSAKAにてナイトクルーズに参加出来なかった人、46名が出席して食事会を実施した。

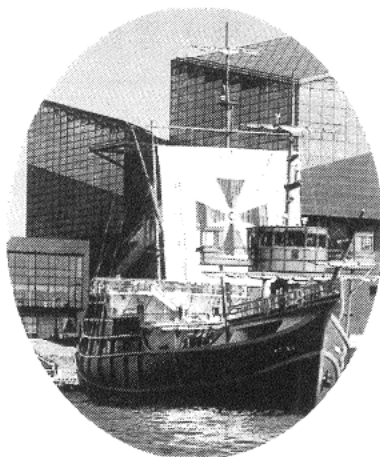
分園の三田園長の挨拶、本園の高井小児科部長による乾杯で開宴した。

晴天に恵まれ、正面窓ガラス越しには太陽の光を受けてキラキラと輝く大阪城を眺め、洋風バイキング料理に舌鼓を打ちながら、語らいのひとときを過ごした。最後にお楽しみ抽選会を行い、菅原事務部長閉会の辞をもって、御開きとなった。

◆ ナイトクルーズ ◆

11月6日(金)午後7時、86名を乗せたサンタマリア号がロマンチックな港の夜景とイルミネーションが素敵な夜を演出した天保山ハーバーブリッジ・海遊館前から出航した。船内では分園の三田園長の挨拶、溝口看護部長による乾杯のあと、バイキング料理とフリードリンクで腹ごしらえをし、三三五五、夜景を見たり船内探索、カラオケ、風船細工、抽選会等であつという間の二時間を過ごした。天保山の大観覧車が目前に迫ったところで着岸、下船をもって解散となった。

Santa Maria



園内行事

平成10年1月～12月

看護部

▼3月3日 ひなまつり
福本淳さん達によるコンサートと共催

▼8月7日 夏祭り
食べ物の夜店も復活し、あてもの・ヨーヨーつり・訓練部によるオープニング・お化け屋敷などなど盛りだくさん！ボランティアで参加して下さった山脇さん他六名の天神祭りのお囃子を身近に聞き迫り満点でした。

▼10月3日 運動会
うだるような暑さの中、「紅勝て！白勝て！」大合唱！そのうちみんながヒーローになり、感動の名迷場面集ができました。

病棟

▼11月28日 生活発表会
カニや地ぞう、おひめさまなど、いろいろなキャラクターになりきっている子どもたち。どのグループも毎日練習した甲斐あって、素晴らしい劇でした。一味ちがう楽器演奏にも聴きほれたのではないのでしょうか。

右記の行事の他、毎月のお誕生日会や学校のない祝日や夏休み・冬休みを各病棟で工夫して楽しみました。

病棟保育

▼1月31日 保育参観
▼2月7日 保育参観
▼3月14日 卒園式
▼6月6日 保育参観
▼10月17日 保育参観
▼10月24日 保育参観

通園部

▼1月15日 父親参観・講座
▼3月25日 卒園式
▼4月1日 説明会
▼4月2日 入園式
▼5月13日 春の遠足(交通科学博物館)
▼7月11日 夏まつり(親の会)
▼9月15日 父親参観・講座
▼10月6日 秋の遠足(阪神パーク)
▼10月27日 運動会(大阪府立南田辺小)
▼12月4日 5歳児園外保育(海遊館)
▼12月14日 お楽しみ会

交通科学博物館



春の遠足(通園部)

10年度は、月々水曜日は「ミツキーぐみ」「ブーさんぐみ」の2クラスに分けて、木曜日は「3才児」「4才児」「5才児」の年令別を0Tと共に、金曜日は全員で合同保育を行いました。



運動会(看護部)

あさしお園

▼1月17日 もちつき大会
▼3月21日 卒園式・お別れ会
▼4月2日 入園式
▼5月18日 春の遠足(須磨海浜水族館)
▼7月25日 夏まつり
▼8月25日 南港プール(年中・年長組)
▼9月6日 一日療育体験(年中・年長組)
▼9月28日 秋の遠足(ぶどう狩り)
▼10月3日 父親保育参観(年少組)
▼10月7日 お別れ遠足(キッズプラザ)
▼10月25日 運動会(田中小学校)
▼12月25日 クリスマス会

ぶどう狩り



秋の遠足(あさしお園)

ゆうなぎ園

▼1月9日 たこあげ大会
▼1月17日 もちつき大会
▼2月6日 ゆきあそび
▼3月24日 卒園式
▼4月3日 入園式・始業式
▼5月8日 春の遠足(服部緑地幼稚園・保育所交流会)
▼5月30日 親子の集い(ゲーム大会・両親教室)
▼6月7日 港めぐり
▼6月25日 日曜参観(5・2歳児)
▼9月12・13日 合宿(羽衣青少年センター)
▼10月23日 運動会
▼10月25日 日曜参観(4・3歳児)
▼10月28日 秋の遠足(みかん狩り)
▼11月7日 合同保育(クッキー作り)
▼12月11日 クリスマス会
▼12月23日 生活発表会

クッキー作り



合同保育(ゆうなぎ園)

11月26日	11月27日	10月25日	10月28日	8月20日	7月31日	7月29日	7月16日	6月7日	5月13日	4月23日	4月8日	3月16日	3月10日	1月22日	1月14日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
2名	2名	3名	2名	2名	2名	2名	3名	2名	2名	2名	4名	2名	2名	2名	2名

★★★手話通訳★★★
ろうあ会館

平成11年度の休日が決まりました

本園

- 春の休日：4月30日(金)～5月5日(水)
※4/29(木)は4/30(金)に振替え、平常勤務とする。
※5/1(土)は園の創立記念日。
- 夏の休日：8月8日(日)～15日(日)
- 年末年始の休日：12月28日(火)～1月3日(月)
※12/23(木)は12/28(火)に振替え、平常勤務とする。
- その他の休日：次表により振替え、他は暦どおりとする。

振替出勤日

7月20日(火)海の日 → 7月19日(月)
9月15日(水)敬老の日 → 9月13日(月)
9月23日(木)秋分の日 → 9月20日(月)
11月3日(水)文化の日 → 11月1日(月)
11月23日(火)勤労感謝の日 → 11月22日(月)
2月11日(金)建国記念の日 → 2月7日(月)

振替休日

7月19日(月)
9月13日(月)
9月20日(月)
11月1日(月)
11月22日(月)
2月7日(月)

あさしお園・ゆうなぎ園

- 春の休日：暦どおりとする。
※5/1(土)は園の創立記念日。
- 夏の休日：8月8日(日)～15日(日)
- 年末年始の休日：12月28日(火)～1月3日(月)
※12/23(木)は12/28(火)に振替え、平常勤務とする。
- その他の休日：暦どおりとする。

※平成12年1月から、「成人の日」が第2月曜日になります。